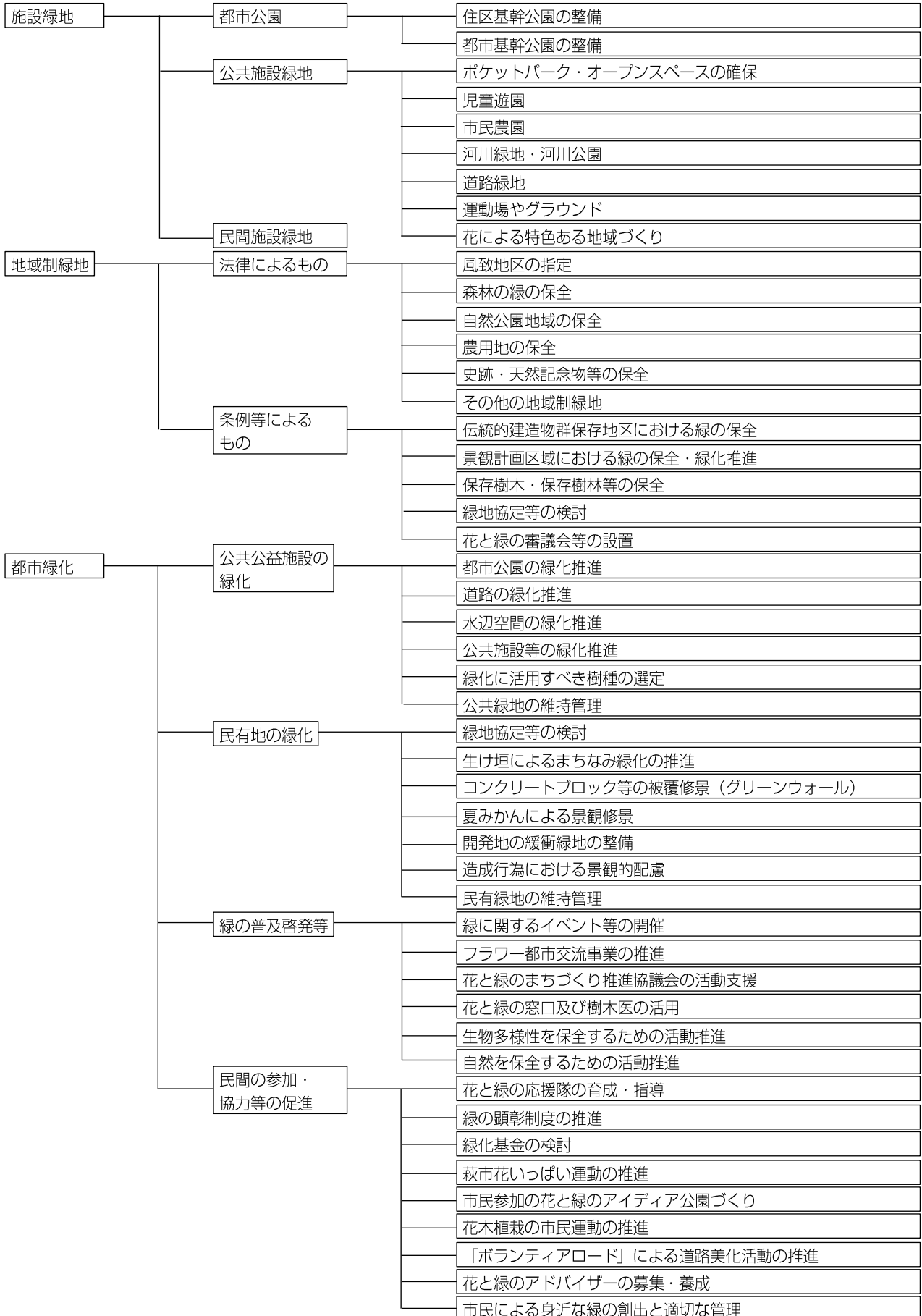


第 7 章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

第1節 施策体系	106
第2節 施設緑地	107
1 都市公園	107
2 公共施設緑地	109
3 民間施設緑地	110
第3節 地域制緑地	112
1 法律によるもの	112
2 条例等によるもの	114
第4節 都市緑化	117
1 公共公益施設の緑化	117
2 民有地の緑化	119
3 緑の普及啓発等	120
4 民間の参加・協力等の促進	121
第5節 緑化重点地区における緑化の推進	123
1 緑化重点地区設定の考え方	123
2 萩市における緑化重点地区の設定	124
3 各地区の緑化推進方針	125
第6節 総合的な緑地の計画（総括）	130

第1節 施策体系

基本方針に基づく施策の体系を下図に示します。



第7章 緑地の保全及び緑化推進のための施策
第1節 施策体系

都市公園や児童遊園等により構成される公共施設緑地、寺社境内地等により構成される民間施設緑地といった施設緑地の今後の整備のあり方について、以下に整理します。

1 都市公園

(1) 住区基幹公園の整備

街区公園、近隣公園、地区公園といった身近な公園である住区基幹公園については、未開設となっている街区公園の早期整備に努めます。

また、レクリエーションシステムの解析・評価において、街区公園の役割を補完する児童遊園等の緑地を含めた誘致圏について見たところ、一部地域において街区公園・児童遊園が不足している場所があったため、公園の配置バランスから見て必要性が高いと思われるこの2地区について、近隣公園、地区公園を含め、新たな公園整備の検討を行っていきます。

更に、既存の公園に関しては、樹種の選択や修景性の高い植栽、花木の植栽などを検討し、緑の質の向上を図るとともに、市民ニーズやユニバーサルデザインの理念に対応した整備を推進します。

(2) 都市基幹公園の整備

総合公園、運動公園といった大規模な公園である都市基幹公園の陶芸の村公園については、市民が気軽に集まり、レクリエーションできるように総合公園としての機能充実、利用者の利便性を図り、より多くの人々が利用できる空間づくりを目指します。

陶芸の村公園周辺の貧困な植栽条件に配慮しながら、秋から春まで開花するジュウガツザクラから初春のカワツザクラ、4月のヤマザクラやソメイヨシノへと続くサクラの花リレーや春の新芽と紅葉のイロハカエデ、周辺に自生する低木のミツバツツジを集中的植栽するとともに、日本一長いハギの花トンネルは、市街地や指月山、日本海を背景にした緑の芝生が美しいグラウンドゴルフコースなどとともに好評を得ており、市民や観光客のための「憩いの緑地ゾーン」の形成を目指します。

また、市街地内に貴重なオープンスペースを提供している中央公園については、多くの市民の寄附により植栽された樹木により「市民みんなの中央公園」として市民はもとより観光客にも親しまれており、萩らしい空間を創出する総合公園として多いに利活用されています。

更に、これらの大規模公園については、緊急時の拠りどころとなる防災機能としての重要な役割を果たすこととなります。

～市民のみなさんの声～

住民意向調査結果によると、公園へのニーズとしては、「バリアフリー化された公園」「防災機能の充実した公園」「広々とした広場のある公園」などを望んでいる人が多くなっていました。

また、自由意見では、中央公園以外の公園の新設整備や維持管理を望む声が多くなっていました。

表 都市公園の種別と配置基準等

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1か所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1か所を誘致距離500mの範囲内で1か所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1か所当たり面積4haを標準として配置する。 都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1か所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション 都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1か所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。 ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。 （都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

2 公共施設緑地

(1) ポケットパーク・オープンスペースの確保

都市公園を補完する身近な緑とのふれあいの場として、郡司鑄造所遺構広場や松陰誕生地広場などの史跡・文化財と一体になった広場、藍場川広場などの歩行者ネットワークにおける休憩空間などが整備されています。

また、農山村地域では、農村公園や山村広場などの公園・オープンスペースが開設されています。今後も、身近な緑空間として、ポケットパーク・広場などの整備を推進します。

(2) 児童遊園

市内には児童遊園が45か所開設されており、総面積は約2.3haとなっています。用途地域内においても22か所、約1.2haの児童遊園が開設されており、街区公園等の身近な公園の不足を補う緑地として活用を進めます。

(3) 市民農園

現況では萩地域に2か所、むつみ地域に1か所の市民農園が開設されており、市民が自然とふれあいながら農業体験のできる場として活用を進めます。

(4) 河川緑地・河川公園

現況では、萩地域において4か所、川上地域において1か所、田万川地域において1か所の河川公園が開設されており、市民の憩いの場として活用されています。

また、三角州を囲むように阿武川沿いの遊歩道を整備しており、河川を利用した水と緑に親しめる空間の創出に努めます。

(5) 道路緑地

国県道では国道191号、国道262号、県道萩三隅線、県道萩秋芳線、県道萩港線など、その他主な都市計画道路において街路樹が植栽されており、緑のネットワークを形成しています。

現在ある街路樹については、樹種にあつたきめ細かい管理を行い、国・県管理道路については、市と道路管理者で協議しながら、植栽時の土壌改良・植栽後の施肥や剪定などを適切に実施することで、個性ある美しい並木道の育成・形成を図ります。

また、これらの緑を公害や災害の防止にもつなげていきます。

(6) 運動場やグラウンド

市内にある小中学校の校庭は、街区公園を補完する身近なレクリエーション空間として活用するとともに、多くが地域防災計画における避難地として指定されており、緑化推進によって、安全な避難場所の確保に努めます。

また、その他の運動場やグラウンド等については、保育園内への芝生化を推進しており、今後、スポーツや学習の場として、緑の質と量の向上を図ります。

(7) 花による特色ある地域づくり

むつみ地域のナノハナやヒマワリによる地域づくりなど、各地域（総合事務所毎）の花によるふるさとづくりを推進し、花を通じた個性ある地域づくりを目指します。

3 民間施設緑地

萩市の民間施設緑地として、多くの寺社境内地があり、史跡・天然記念物等に指定されている貴重な歴史資源と一体になった豊かな緑など、地域の歴史・文化を代表する空間を形成しています。特に大規模な寺社境内地として、松下村塾や吉田松陰幽囚ノ旧宅がある松陰神社、旧萩藩主毛利家の菩提寺である東光寺、大照院があり、その文化的価値とともに、古くからの身近な緑地として、市民や観光客の憩いの場ともなっています。

これらは、緑地としての永続性も高いことから、市街地内の貴重な緑空間として今後も引き続き保全に努めます。



▲松陰神社



▲東光寺



▲大照院

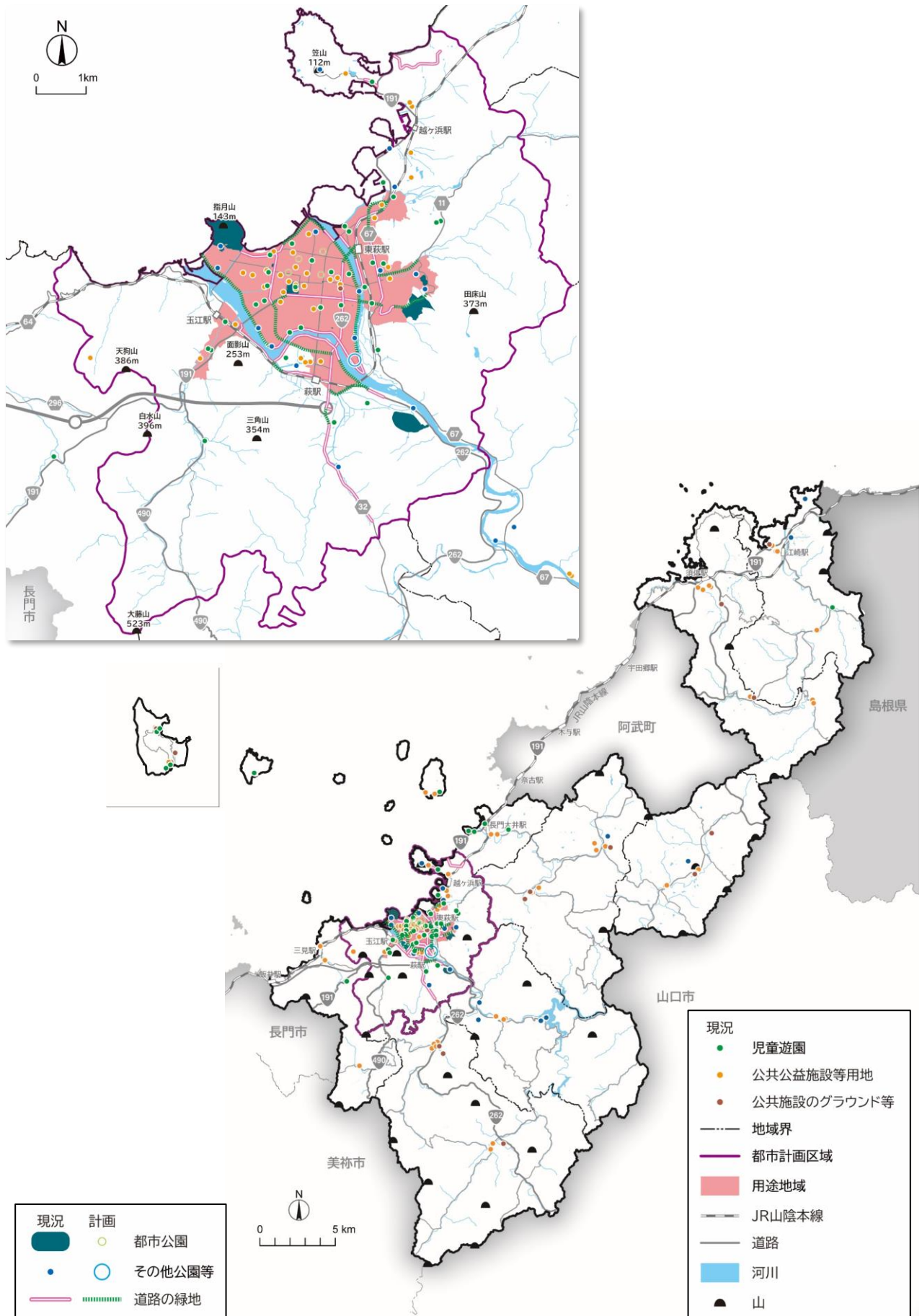


図 施設緑地計画図

第3節 地域制緑地

既存の緑地を対象に、法律や条例等による土地利用コントロールにより確保していこうとする地域制緑地の今後の保全・指定等のあり方について、以下に整理します。

1 法律によるもの

(1) 森林の緑の保全

●森林法による保安林の指定

保健・風致などの保安林の指定拡大を要請し、都市の自然的環境の基盤をなし、土砂の流出防止や風致の保持に重要な役割を果たしている丘陵の樹林地を保全し、三方の緑の確保に努めます。

●民有林の開発抑制（特に重要な緑地として保全に努める森林）

風格ある萩市の風致を構成する市街地背後の山稜の緑の一体的な保全に努め、緑の遠景の保全を図ります。山稜の開発は抑制に努め、開発が行われる場合には事業者や所有者の協力を得て樹林帯の保全を行うとともに、高木の植栽を促進します。

※地域森林計画対象民有林

(2) 自然公園地域の保全

自然公園法に基づき北長門海岸国定公園、長門峡県立自然公園に指定されている区域を中心に、自然の保護を図りながら優れた海岸景観の保全に努めます。

(3) 農用地の保全

市街地の外縁、山辺に広がる田園景観は、空間的なゆとりをもたらすと同時に、四季折々に変わるのどかな姿に季節感を感じることができます。このため、農用地については、緑が豊かでのどかな田園風景を保てるよう配慮します。

また、萩インターチェンジ周辺においては、農用地の開発など土地利用状況が大きく変化することが予想されますが、周辺景観との調和を図り、無秩序な開発とならないよう努めます。

※農業振興地域・農用地区域

(4) 史跡・名勝・天然記念物等の保全

萩市には数多くの歴史文化資源が点在しており、史跡では国指定14か所、県指定4か所、市指定20か所、名勝・天然記念物は、国指定9か所、県指定6か所、市指定18か所となっています。

史跡については、萩反射炉・菊ヶ浜土塁（女台場）・旧萩藩御船倉等、周辺が公園として整備されている場所もあり、その他の史跡についても保全に努めるとともに、周辺緑地を含めた公園的な整備について検討を行います。

また、指月山、須佐湾、長門峡などの、名勝・天然記念物に指定されている緑は、萩市のシンボルとなる緑であり、引き続き保全に努めます。

(5) その他の地域制緑地

菊ヶ浜や橋本川沿いのクロマツ、川島土手のサクラのように水辺の美しい自然景観を形成している緑地についても保全のための方策について検討を行います。

特に、マツについては、萩市を代表する景観を形成していることから、松くい虫の防除に努めるとともに、衰退木については伐倒処理を行うなど、後継樹の育成など良好な状態で保全するための方策を講じます。

その他の地域制緑地に関わる具体的な地区指定・制度としては以下に示すような地区指定・制度等があります。

萩市においては、現時点で適用が想定されるものではありませんが、市民ニーズ等により必要性が高いと考えられる場所がある場合には、今後、適用を検討していきます

表 その他の主な地域制緑地に関わる地区指定・制度等

制度名	概要
緑地保全地域	都市緑地法に基づき、里山等の都市近郊の比較的大規模な緑地を守るため、都市計画に緑地保全地域として指定することにより、一定規模以上の木竹の伐採など一定の行為について届出・命令制とし、緩やかな保全を図る制度。 指定主体は県であり、緑地保全地域の都市計画が定められた場合、県は当該地域内の緑地保全計画を定める。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市における良好な自然環境となる緑地を将来に継承するため、都市計画に特別緑地保全地区として指定することにより、建築行為など一定の行為の制限し、現状凍結的に保全する制度。 指定主体は、10ha以上の場合は県、10ha以下の場合は市が計画決定を行うこととされている。
保全配慮地区	緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区。
管理協定制度	特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体等が協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。
市民緑地制度	地方公共団体等が土地の所有者との契約に基づき一定期間住民の利用に供する緑地を設置・管理する制度。
緑地管理機構制度	公益法人や特定非営利活動法人を県知事が緑地管理機構として指定し、市民緑地の設置・管理、緑地の買入れ・管理主体、認定緑化施設の整備・管理主体として位置づける制度。
地区計画等の活用による緑地の保全	屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。
緑化地域制度	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。
緑地協定制度	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。
緑化施設整備計画認定制度	民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画（緑化施設整備計画）について、市長の認定を受けることができる制度。
生産緑地制度	良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る。
風致地区制度	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。



2 条例等によるもの

(1) 伝統的建造物群保存地区における緑の保全

萩市では、昭和51（1976）年に堀内地区と平安古地区が全国で最初の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、萩市伝統的建造物群保存地区保存条例が定められました。その後、平成13（2001）年に浜崎、平成23（2011）年に佐々並市が選定され、4地区の指定となっています。

このうち、武家町として当時の地割を良く残す堀内地区及び平安古地区においては、失われた藩政期の土塀や石垣を復元するのが困難な場所について、イヌマキやイスノキ等の生垣の植栽を推奨し、まちなみ景観の維持向上を図っています。また、地区内に残る土塀と夏みかんの姿は萩のシンボリックな景観であり、保全を推進していく必要があります。このため、新築・増築や樹木の伐採等の現状変更に対する許可制度、生け垣の植栽、建物の修景等に対する補助制度、新築家屋への夏みかん記念植樹、固定資産税の減免等の制度等を活用し、地区内の緑地の保全や緑化の推進を図ります。

(2) 景観計画区域における緑の保全・緑化推進

「萩市景観計画」では、市内全域を景観計画区域として指定しており、建築物や工作物の景観形成基準への適合を誘導することにより、歴史的文化遺産や歴史的風土を有する区域並びに良好な景観を形成することを目指します。

(3) 保存樹木・保存樹林等の保全

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における一定の要件に該当する樹木又は樹木の集団のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもので、保存樹木・保存樹林等の所有者は、枯損防止等保存に努める義務があります。

萩市では、保存樹木等が62か所指定されており、歴史的背景から、樹種としてはクロマツが多く指定されています。これらの保存樹木等については、樹木医の定期的な巡回などによる維持管理の支援に努めます。更に、保存樹木は老木が多くなっていることから、必要性の高いものについては枯死した場合にも遺伝子を残せるよう、種子の保存や幼木の育成等の方策を講じます。

また、平成24（2012）年に施行した「萩市 花と緑のまちづくり条例」により、萩全域に保存樹木・保存樹林の指定を拡大し、萩市の風致の維持に役立つ優れた樹林や樹木、生垣などの保全に努めます。

(4) 緑地協定等の検討

重点景観計画区域などの住宅地区の歴史と結びついた緑を保全するとともに、新興住宅地などでの緑の創造を図ることを目的とし、地区住民のおおむね全員の合意による緑地協定等を検討します。

(5) 花と緑の審議会等の活用

市民参加の緑づくりを進めるため、市民と学識者を委員とする花と緑の審議会では、花と緑に関する市長への諮問機関として様々な問題・課題に当たり花と緑の育成に取り組みます。

～市民のみなさんの声～

住民意向調査結果によると、特に守るべき必要のある緑としては、「史跡や名勝などの緑」「天然記念物などの老木・巨木」「街路樹などまちなかの緑」などを挙げた人が多くなっていました。

また、自由回答では、街路樹、生垣などへの不満の意見が多くなっており、まちなかや身近な緑の維持管理を充実させる必要があります。



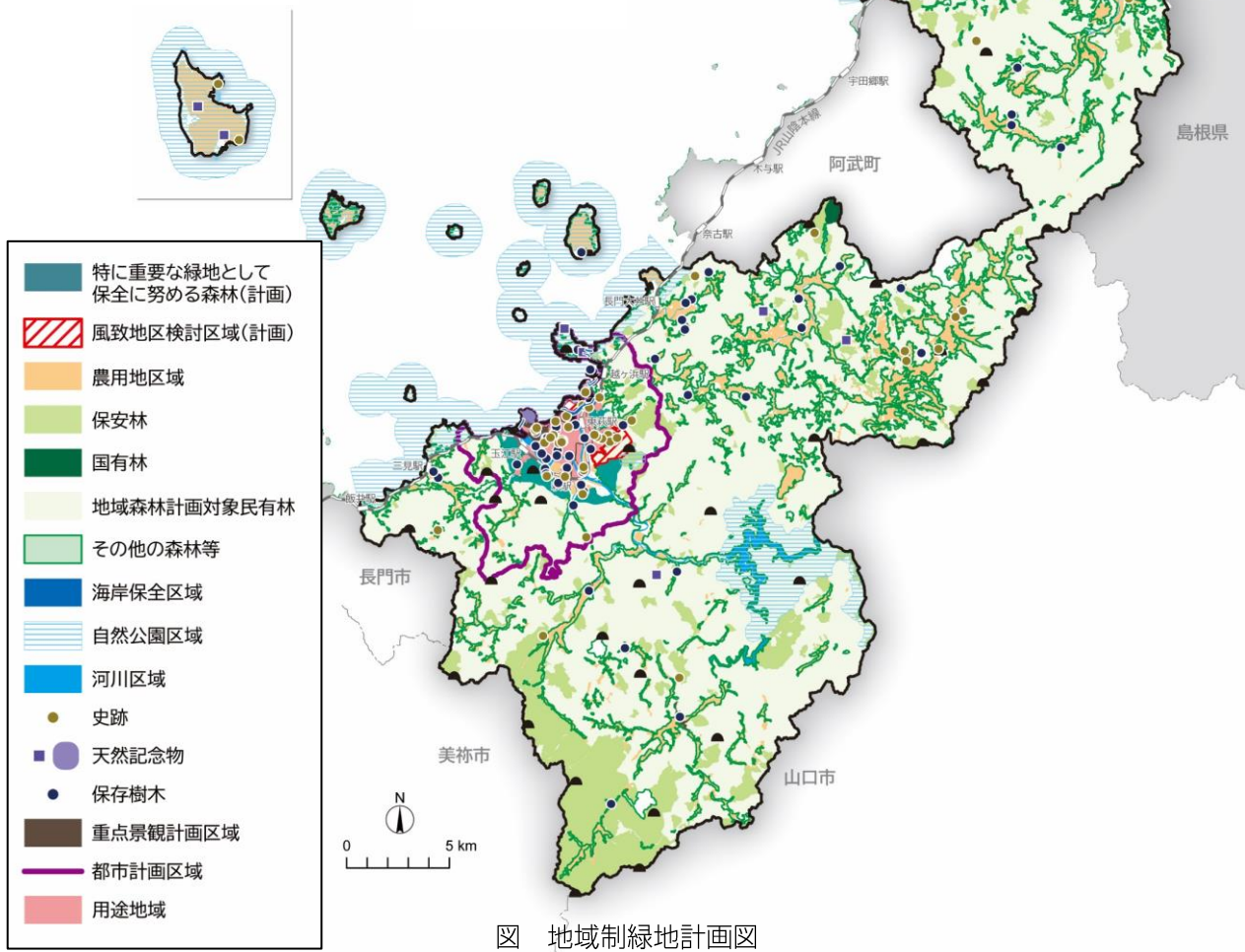
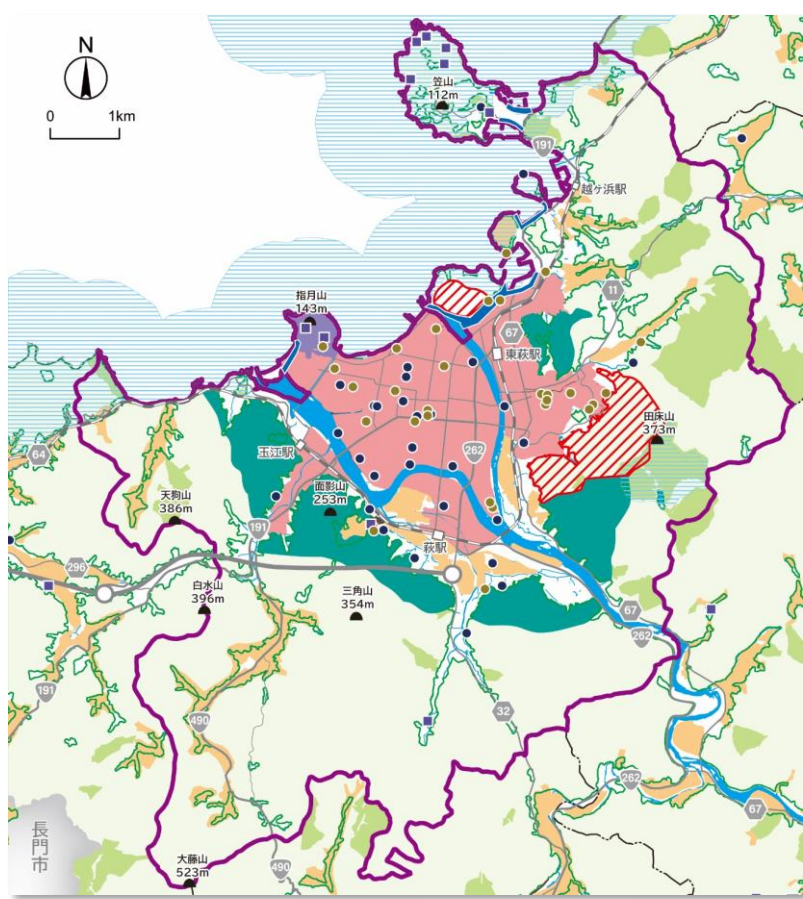


図 地域制緑地計画図

第4節 都市緑化

公共公益施設の緑化、民有地の緑化、緑の普及啓発等の都市緑化に関わる今後の推進方針等について、以下に整理します。

1 公共公益施設の緑化

(1) 都市公園の緑化推進

総合公園から街区公園まで、各種の都市公園における緑の割合を高め、潤いを感じられる都市公園の形成に努めます。

中央公園は、市街地の中央に位置することから、緑のオアシスとして市民や利用者の憩いと交流の場となっています。このように、都市公園の整備に当たっては、市民や利用者のニーズに配慮していきます。

(2) 道路の緑化推進

今後新設予定の都市計画道路の整備や既存道路の改修の際には、街路樹・花木などによる緑化を推進します。

また、街路樹の樹種選定に際しては、萩市らしく、連続性のある道路緑地景観の創出に努めるとともに、現在ある街路樹については、樹種にあったきめ細かい管理を行い、個性ある美しい並木道の育成・形成を図ります。

(3) 水辺空間の緑化推進

●市街地を囲む河川とその周辺環境の保全・整備

阿武川、橋本川、松本川等の市街地を囲む主要な河川とその河川沿いの緑を保全するとともに、常緑のキツタ（ヘデラカナリエンス）などによるコンクリートブロックの下垂緑化などを進め、水とのふれあい空間として市民が親しめる空間形成を図ります。

●歴史的価値のある水辺空間の保存

歴史的景観保存地区に指定されている藍場川や景観形成地区に接している外堀など、歴史的価値の高い景観を有している水辺空間については、引き続き保存を図るとともに、景観にふさわしい花と緑による緑化を進めるなど、水辺を快適に散策できる緑豊かな空間の創出を目指します。

(4) 公共施設等の緑化推進

市が管理する公共施設は緑豊かな空間とするよう、緑化を推進します。

また、国や県など他の公共機関にも緑化を要請します。

特に、観光地周辺はもとより、萩市全域において、それぞれの地域環境に適応した特色ある花木や植物を活用し、花と緑の名所づくりを進め、花と緑あふれる空間の創出を目指します。

(5) 緑化に活用すべき樹種の選定

合併前の旧市町村の「木」「花」など、各地域で親しまれ、市民生活とかがわりが深いなど象徴となるものや、地域に自生し、地域の特性を示す樹木や花木、草花などから、以下のような考え方で選定・活用していきます。

表 各地域において活用できる樹種など

地域	選定・活用方針
萩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸、城下町のクロマツの継承。 ・ ハギ、ツバキ、サクラなどの花木を公園や並木に活用。 ・ 夏みかんを公園等に活用。 ・ シイ、カシ、ハマヒサカキなどを環境に適した常緑樹を活用。
川上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園や街路にユズやイロハカエデ、タムシバを活用。 ・ 低木としてナンテンやミツバツツジ、阿武川に自生するキシツツジなど地域にゆかりある植物を活用。 ・ ハギ、ツバキ、シバザクラを公園などに活用。
田万川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸、海岸景観のクロマツを継承。 ・ ハギ、サクラ、ツバキやツツジなどの花木を公園や緑地に活用。 ・ シイ、カシ、ハマヒサカキなどを環境に適した常緑樹を活用。
むつみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花の活用事例の先駆けとなるヒマワリや菜の花ロードの継承。 ・ サクラやタムシバなどの花木を公園や緑地に活用。 ・ 山間地域の条件に適した樹種の活用。
須佐	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸、海岸景観のクロマツを継承。 ・ ハギ、サクラ、ツバキなどの花木を公園や緑地に活用。 ・ 特産種のソバの花を活用。 ・ シイ、カシ、ハマヒサカキなどを環境に適した常緑樹を活用。
旭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園や街路にタムシバ（コブシ）、低木としてミツバツツジ、キツツジなどの活用。 ・ ハギ、ツバキを公園や並木に活用。 ・ ヒガンバナやスイセンなど球根の活用。
福栄	<ul style="list-style-type: none"> ・ スイセンロードの継承。 ・ 盛んな地域産業である施設園芸種の活用。 ・ サクラやタムシバなどの花木を公園や緑地に活用。 ・ 山間地域の条件に適した樹種の活用

【市内全域において活用できる樹種等】

- ・ サクラを公園、街路に活用
- ・ スイセンなどの球根、ナノハナ、コスモスなど草花を活用
- ・ 潜在的自生樹種（地域に自生する樹種）の活用
- ・ 有効鑑賞花木（植物）等の活用

例）緑化高木花木として、サクラ類、ヤマボウシ、ハクモクレン、エゴノキなどの花木。緑化低木花木として、ヤマブキ、アジサイ、レンギョウ、コデマリ、オオデマリ、ユキヤナギ、ミツマタなどの花木。景観植物として、スイセン、フクジュソウ、ショウブ、シャガ、エビネ、ツワブキ、シバザクラなど。

（6）公共緑地の維持管理

公共施設に植栽された萩らしさを演出する樹木や街路樹等は適切に維持管理し、周辺地域住民の理解を得ながら緑化管理意識の高揚につながるよう努めます。

～市民のみなさんの声～

住民意向調査結果によると、道路沿いや公共施設などの緑化に当たっては、「新緑や紅葉の美しい樹木」「四季折々の草花」などを望む声が多くなっていました。

また、自由回答でも、四季の変化を楽しめる街路樹や夏みかんの植栽、公共空間の緑化などの必要性を挙げた人が多くっており、多様な緑による緑地の確保が望まれます。

2 民有地の緑化

(1) 緑地協定等の検討

重点景観計画区域などの住宅地区の歴史と結びついた緑を保全するとともに、新興住宅地などでの緑の創造を図ることを目的とし、地区住民のおおむね全員の合意による緑地協定等を検討します。

(2) 生け垣によるまちなみ緑化の推進

連続する生け垣の緑による潤いのあるまちなみ景観の保全と創出を図るため、市民への生け垣設置費用の助成を引き続き行うとともに、建築申請時の市民協力依頼案内の発送や、「まちなみ緑賞」の顕彰を行います。



▲「まちなみ緑賞」を受賞した生垣の緑

(3) コンクリートブロック等の被覆修景（グリーンウォール）

コンクリートブロック等を常緑のツル植物（オオイタビ）で被覆することにより、緑景観の確保とともに、夏場の高温抑制に効果があるグリーンウォールを推進します。（ブロック間に10cm程度の穴を2m間隔に開口後、ツル植物を2株植栽、外壁へ誘引します。）



▲オオイタビによる壁面緑化状況

(4) 夏みかんによる景観修景

夏みかんを沿道から望める空地へ植栽することにより、夏みかん景観の確保を推進するための助成を引き続き行います。

また、新築記念に夏みかん苗を進呈する事業を引き続き実施します。

(5) 開発地の緩衝緑地の整備

開発行為には、緩衝緑地として空き地や境界にできるだけ多く緑が植栽されるよう、事業者の協力を求めています。

(6) 造成行為における景観的配慮

宅地造成の際は、定率の緑地だけでなく、できるだけ緑地を増やすことを勧め、また、個々の宅地における生け垣の設置などによる緑化を推進し、潤いのあるまちづくりを目指します。

(7) 民有緑地の維持管理

民有地の庭木や生垣は、周辺の景観に配慮され適切な維持管理が図られるよう公共施設管理者等による指導啓発を促します。

3 緑の普及啓発等

(1) 緑に関するイベント等の開催

萩市では、花と緑に関わるまつりやコンクール、森林とのふれあいイベントなど、緑に関する多彩な催しが行われています。

これらのイベント等を継続的に開催するとともに、緑化週間、緑化フェア、記念植樹などの緑化に関するイベントや、市民対象の菊作り教室、ガーデニング、花壇作り教室などを企画・開催し、緑に関連するソフト施策の総合的な充実に向け取り組んでいきます。

(2) フラワー都市交流事業の推進

萩市では、平成14（2002）年より、花をまちづくりのシンボルにしている全国9都市で組織されている「フラワー都市交流連絡協議会」に参加し、「花の街」づくりを目指しています。引き続き、フラワー都市交流展、各都市の花・苗交換事業、市民・物産・文化交流等、様々な交流事業の推進に向け、取り組んでいきます。

(3) 花と緑のまちづくり推進協議会の活動支援

市民参加の緑づくりを進めるため、花と緑のまちづくり推進協議会の活動を支援し、花と緑に関わる団体や個人の育成・顕彰を進めるなど、花と緑の育成に取り組めます。

また、花と緑のまちづくり推進協議会については、名称変更を含め、市民による維持管理団体組織としての充実を図るための方策について検討します。

(4) 花と緑の窓口及び樹木医の活用

花と緑の推進体制強化として、花と緑づくりを行う市民の様々な活動の拠点となる花と緑の窓口の活用を進め、市民の花と緑づくりにかかわる情報の提供や行事などを開催し、同時に市民の意見の受け入れ窓口として花と緑づくりの推進に努めます。

また、あわせてここを窓口とした樹木医・花と緑のアドバイザーによる指導体制の充実・強化に努めます。

(5) 生物多様性を保全するための活動推進

市民参加により、地域で貴重な、また特性ある動植物の保護育成の活動支援を推進します。山田地区では、白水小学校を中心にホタルの育成に努めており、ホタルまつりへと展開しているように、各地域の特性を生かした動植物の保護や育成を次代の担う子供達の参加とともに取り組むなど、将来を見据えて推進します。

(6) 自然を保全するための活動推進

萩市では、阿武町及び山口市阿東とともに萩ジオパークとして、地域のあらゆる自然・文化遺産と関連した地質遺産を利用して、人間社会も自然の営みの一部であるという視点を取り入れて持続可能な社会をつくる取組をしています。地球の過去の記録である地質遺産を保全・保護し、「大地と人のつながり」を楽しむことができるよう、体験プログラムや講座を提供するなど、ジオパーク活動を推進します。

4 民間の参加・協力等の促進

(1) 花と緑の応援隊の育成・指導

地域住民の自主的な花や緑の創出・維持のため、民間の緑化推進団体を育成するとともに、現行の市民リーダーである花と緑のアドバイザーの認定を推進し、花と緑の応援隊の育成・指導にあたります。

(2) 緑の顕彰制度の推進

「萩市元気なふるさと創出寄附顕彰条例」等の活用により、萩市の花と緑に対して貢献した個人や団体の顕彰制度を継続・推進し、その功績をたたえるとともに、ふるさと萩を思う心情を永く後世に伝えます。

(3) 緑化基金の検討

緑化基金の創設について検討するとともに、緑地の保全、充実に努めます。

(4) 萩市花いっぱい運動の推進

花いっぱい運動、花いっぱいコンクールを継続的に推進し、花と緑にかかわる各種の教室などを開催します。



▲花いっぱい運動での市民への花苗配布とコンクール受賞花壇

(5) 市民参加の花と緑のアイデア公園づくり

地域に根ざした愛着のある公園づくりを推進します。公園整備にあたっての樹木やベンチの寄付募集及びメッセージ用記念プレートの設置を継続して進めます。

(6) 花木植栽の市民運動の推進

サクラやアジサイなどの花木や、草花、球根植栽による「花と緑の名所づくり」を推進する町内会や市民団体などを「花と緑の応援隊」に認定し、事業を継続して支援します。

(7) 「ボランティアロード」による道路美化活動の推進

地元町内会によるボランティアでの花壇づくりなど、道路の「ボランティアロード」化を推進します。

(8) 花と緑のアドバイザーの募集・養成

萩市にある貴重な天然記念物はもとより、保存樹木、記念樹、寄附樹木、街路樹など、守るべき樹木を巡視し、簡易な保護管理に対応できる花と緑のアドバイザーの募集、養成に当たります。

(9) 市民による身近な緑の創出と適切な管理

市民と行政の役割分担・相互連携により、空き家・空き地の適切な管理や建物跡地や各種施設整備に伴い発生する小空間の有効利用を図りながら、積極的なオープンスペースの確保・整備に努めます。

～市民のみなさんの声～

住民意向調査結果によると、公園等の維持管理のあり方については、「行政と市民が協力して行う」が約7割と、行政・市民の協働による維持管理が必要だとの声が多くなっています。

今後のみどりのまちづくりにおいて市が果たす役割としては、「空家や空地が適切に管理されるよう所有者に対する支援を行うこと」が2割超と多くなっており、空き家・空き地の適切な管理や有効利用を図ります。

また、「住民が参加しやすい活動を企画・推進すること」「苗木や花の配布、あっせんなどの事業を展開すること」がそれぞれ3割超で、イベント等の開催や夏みかん等の苗配布、花木の提供事業等を継続・充実させていく必要があります。

1 緑化重点地区設定の考え方

緑化重点地区は、「緑の基本計画」制度の創設に伴い、法律上の制度として新たに設けられたものです。都市のシンボルとなる地区、風致の維持が特に重要な地区などを抽出し、地区レベルの詳しいプランを策定するものです。

緑の基本計画がめざすものをモデル的に具体化し、住民の身近な緑とオープンスペースを確保するとともに、他の地区での緑化意識の高まりなどの波及を目指します。（緑化重点地区内で行う緑化事業については、緑化重点地区整備事業として事業補助採択も可能）

ここでは、総合的に緑化を進めていくなかで、緑地の整備や都市緑化などを重点的に推進していく地区のモデルとして、緑化重点地区を設定します。

この緑化重点地区については、具体的、かつ、できる限り早急に実現可能な地区を選定するため、次のような視点に加えて、市の発展動向などを踏まえ、設定することとされています。

- ① 駅前や多くの公共施設が立地している地区等、都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑が少ない地区
- ③ 緑による質の高い環境整備に対する市民の意識が高い地区
- ④ 具体的な面的開発事業等が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区
- ⑤ 避難場所の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要が特に高い地区
- ⑥ 緑化協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑦ 都市の風致の維持が特に重要な地区
- ⑧ 教育施設等の公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ⑨ 都市公園を核として、市民の憩いの場の創出を図る地区
- ⑩ ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の改善が必要な地区
- ⑪ エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区

2 萩市における緑化重点地区の設定

萩市においては、都市特性や地域の緑の状況等を踏まえ、重点景観計画区域等についても考慮した上で、平成23（2011）年に5地区を緑化重点地区として指定しています。

今回新たに、4地区を緑化重点地区として設定します。

ただし、詳細な地区の選定については、今後各地区の状況や住民意向等を踏まえて検討を行い、適宜、緑化重点地区整備事業の事業化を目指すものとします。

	地区	設定の視点
緑化重点地区 (平成23 [2011] 年)	中央公園周辺	市民の憩いの場の創出を図る地区
	中心商業地周辺	都市のシンボルとなる地区
	松陰神社周辺	都市の風致の維持が特に重要な地区
	萩インターチェンジ周辺	緑による環境整備を重点的に行う必要がある地区
	外堀周辺	都市の風致の維持が特に重要な地区
緑化重点地区 (令和5 [2023] 年)	笠山地区	エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区
	(仮) 明木インターチェンジ周辺	緑による環境整備を重点的に行う必要がある地区
	萩東インターチェンジ(仮称)周辺	
	大井インターチェンジ(仮称)周辺	

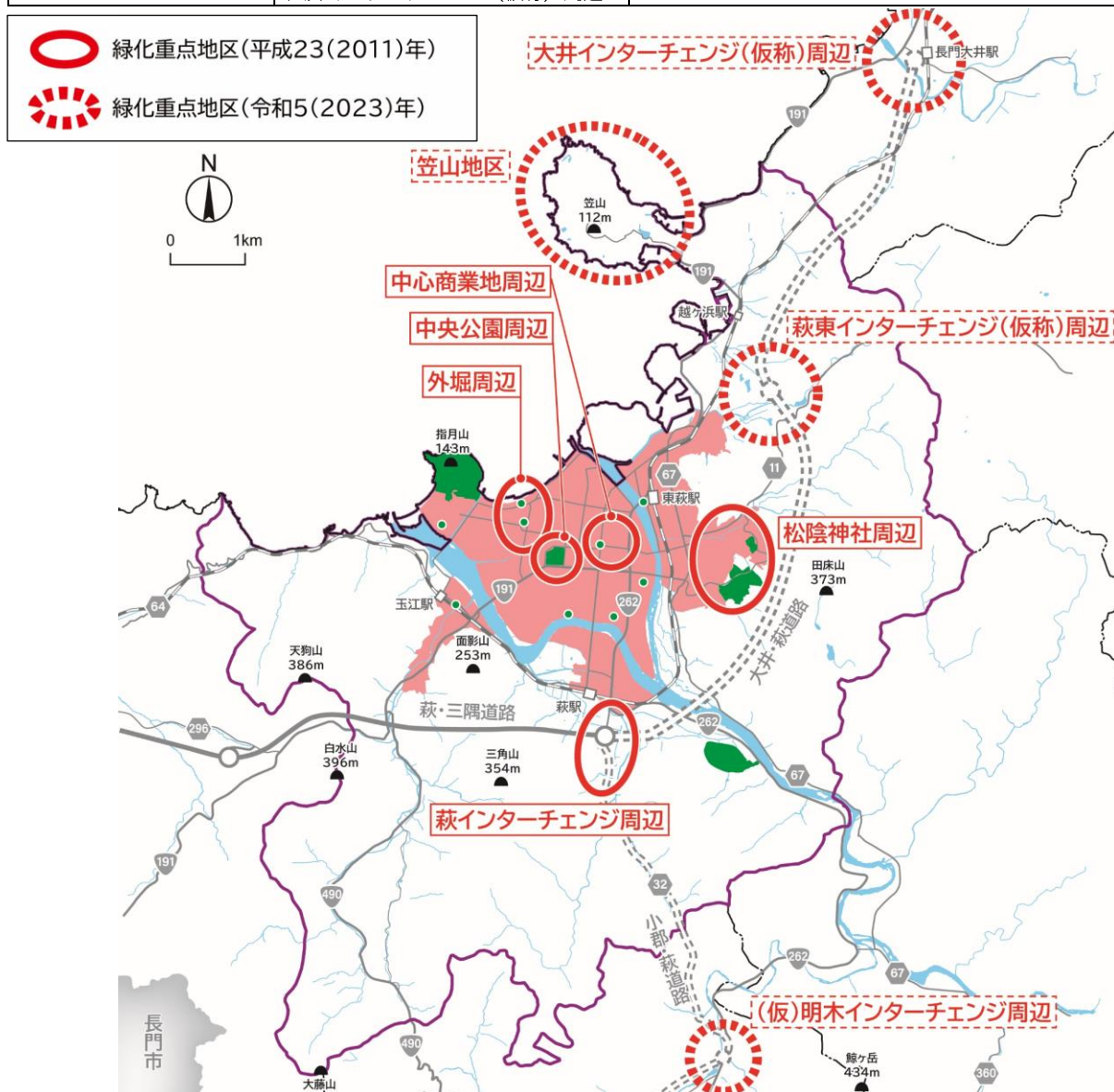


図 緑化重点地区位置図

3 各地区の緑化推進方針

各緑化重点地区について、現況・課題を整理した上で緑化推進の方針を示します。

(1) 中央公園周辺

<現況と課題>

中央公園は、誰もが緑とふれあい、レクリエーション活動や健康運動ができる公園として、ゆっくり憩える大芝生広場を中心に、軽スポーツゾーン、ジョギングができる健康園路などが整備されており、市民や観光客の憩いと交流の場となっています。

また、公園周辺は、萩市の中心に位置し、国道191号線沿いには、市役所や県総合庁舎、国合同庁舎などの行政施設が立地するとともに、幕末ミュージアム・世界遺産ビジターセンターなどを有している総合施設「萩・明倫学舎」や図書館・美術館・公民館といった文教施設、児童館・あそぼ一舎などの児童福祉施設も集積しています。

このようなことから、萩市を代表する公園として、緑豊かで美しいまちなみ景観と誰もが快適に過ごせる空間の維持が求められます。

<緑化推進方針>

- 多くの人が緑とふれあいながら交流を楽しめ、心の安らぐ場所として気軽に利用できるように公園に管理していきます。
- 中央公園までの快適なアクセスが確保されるように、周辺道路における緑化景観の維持に努めます。
- 萩・明倫学舎の自然樹形のクロマツの大木並木がシンボルとなっており、対面する市役所の緑化も同調したクロマツを植栽、高木による緑のネットワークの維持に努めます。
- 中央公園を中心に、外堀や新堀川等の水辺空間を緑化や史跡萩城城下町・堀内伝統的建造物群保存地区等の周辺観光地を結び、歩行者・自転車が快適に周遊できる緑のネットワークづくりを推進します。



▲国道191号

(2) 中心商業地周辺

<現況と課題>

吉田町、東田町、唐樋町等の中心商業地周辺は、城下町から中心商業地にまっすぐ続く御成道が配置され、町人のまちとして発展してきましたが、現在では商店やアーケードなどの施設の老朽化や空き店舗等が目立つようになりました。

このような中、民間による賑わい創出に向けた取組や近接する唐樋札場跡・御成道を活用し、歴史と観光が融合した商店街など活気と特色ある拠点づくりが望まれています。

また、周辺地区では、街区公園や児童遊園等の子どもの遊び場や災害時の避難地が少ないため、身近なオープンスペースの確保を図っていく必要があります。

<緑化推進方針>

- 交差点部への街かど花壇の設置や、店舗周辺や駐車場におけるコンテナ等による花と緑づくりなど、市民と事業者による花と緑豊かな商店街づくりを支援します。
- 御成道を活用して、人々を商店街に誘導し、唐樋札場跡のオープンスペースや広場まで移動させるようにネットワーク化を図り、中心商店街周辺に広がる歴史的まちなみとの連携強化を図ります。
- 街区公園等の小規模公園、災害時の避難場所となるオープンスペースなど、身近な緑地空間の整備を推進します。



▲唐樋札場跡

(3) 松陰神社周辺

<現況と課題>

市街地であって、豊かな緑が残された住宅地で、近くに農地も広がっています。

国指定史跡の東光寺に隣接し、地域内には松陰神社や伊藤博文旧宅等の歴史的資源が点在しており、道沿いには生垣の緑が連続し、良好な景観が形成されています。

このような歴史的な緑や、陶芸の村公園といった大規模公園の緑に囲まれ、グラウンドゴルフ場や子供の遊具、ドッグランが備わっており、これらの施設の活用を継続していく必要があります。

また、松陰神社前交差点周辺の大規模な改良は終了しているものの、県道萩篠生線では随時、道路改良や付近の整備が行われています。

将来的にも、歴史的背景を持つ優良な住宅地景観や歴史的資源と一体となった緑地環境を保全しつつ、緑を活用した、より一層快適な住環境を創出するための整備が望まれます。

<緑化推進方針>

- 陶芸の村公園については、地域の人々が気軽に利用できる施設として身近な緑空間を創出します。
- 住宅地における生け垣の設置を奨励するとともに、花と緑による緑化を推進し、良好な住宅地の緑景観の創出に努めます。
- 街区公園等の小規模公園、史跡周辺を活用した広場など、身近な緑地空間の整備を推進します。
- 松陰神社をはじめ点在する歴史的資源と一体になった緑地を維持するとともに、住民参加による道路沿いの花壇づくりや緑あふれるポケットパーク等の整備により、観光客や市民が花や緑を楽しみながら史跡を散策できるヒストリーロードを形成します。



▲松下村塾

(4) 萩インターチェンジ周辺

<現況と課題>

萩・三隅道路の萩インターチェンジの整備されているJR萩駅南側地区及び大屋・沖原地区は、農地が主体の土地利用になっていますが、今後、高速道路の延長に伴う交通利便性の向上から、市街化傾向が高まることが予想されています。

一方、この地区の南部には、優良農地が広がり、田園景観を形成するとともに、周辺には豊かな山林や阿武川、橋本川等の優れた自然性緑地が多く残されています。

このようなことから、周辺の自然景観との調和を図りつつ、秩序ある開発を進め、萩の玄関口としてふさわしい良好な景観形成を図っていく必要があります。

<緑化推進方針>

- インターチェンジ周辺については、萩市らしい樹種による道路植栽や花壇づくり等による花と緑あふれる景観維持に努めます。
- 萩往還沿いに休憩のできるポケットパークの整備や史跡周辺の公園的な整備などを進め、観光客等が楽しんで萩往還等を歩ける緑豊かな歴史観光空間を形成します。
- 阿武川については、潤いある河川景観の形成を図るとともに、川沿いの河川公園や河川歩道など、憩いの場を提供するオープンスペースや歩行者動線の整備等、積極的な自然資源の活用を推進します。



▲インターチェンジ周辺

(5) 外堀周辺

<現況と課題>

国指定史跡萩城跡の外堀及び今魚店金谷線沿道地区で、堀内地区伝統的建造物群保存地区内に萩博物館が立地しているほか、高杉晋作誕生地や国指定重要文化財菊屋家住宅があり、庭園を持つ屋敷や土塀、夏みかんが歴史的風情を醸し出しています。

都市計画道路今魚店金谷線は、歴史的景観を活かした安全で安心な道づくりが形成されており、景観重要道路として良好な景観の維持が求められています。

また、萩博物館は、歴史や科学、生物、民俗文化など多様な研究機関としての活動を市民へ還元するとともに、『萩まちじゅう博物館』の中核施設として更なる活用が期待されています。

<緑化推進方針>

- 今魚店金谷線沿道について、周辺の自然環境や歴史的環境、公共施設との調和に配慮し、萩市らしい樹種による道路植栽や花木植栽により、花と緑の景観形成に努めます。

- 香雪園は、多くの日本を代表する企業の設立に関わった明治時代の実業家の藤田伝三郎の誕生地であり、御成道に接し歴史的景観地の中心的存在となっています。そこに集う観光客や市民の憩いの場所として活用していきます。
- 外堀や道路沿いの史跡周辺の緑地を維持し、観光客等が楽しんで歩いたり、休息のできる緑豊かな歴史観光空間を形成します。
- 庭園を持つ屋敷や土塀、夏みかんなどが醸し出す歴史的景観がこの地区の特徴となっているため、生垣やコンクリートブロック等の被覆、夏みかんの植栽等による修景を推進し、良好な景観創出に努めます。



▲今魚店金谷線沿いのポケットパーク

(6) 笠山周辺

<現況と課題>

北長門国定公園の中心に位置し、萩ジオパークのジオサイトの一つである笠山は、火山性の地形や土壌が織りなす独特の生態系が特徴で、椿群生林やコウライタチバナ・ハマボウなど貴重な植物が自生している地域です。

また、笠山を中心とした地区は美しい海岸や明神池、風穴など優れた景勝地でもあり、多くの観光客がここを訪れます。この太古から続く、自然を維持し続け、未来に残す必要があります。

<緑化推進方針>

- 笠山の自然を維持し、市民や観光客等が散策などをおして、その美しい自然を楽しめるように身近な緑空間を創出します。
- 近年、笠山椿群生林の衰退が見られるようになっているため、このかけがえのない緑を維持していくために、再生に向けて取り組んでいきます。
- 貴重な植物が将来にわたって自生し、資産として活用できるように維持していきます。

(7) (仮) 明木インターチェンジ周辺

<現況と課題>

小郡萩道路の(仮)明木インターチェンジの整備が計画されている明木地区は、現在、山林と農地が主な土地活用となっています。地域高規格道路の開通により交通の利便性が向上し、土地開発が進むことが推測できます。

明木地区には豊かな山林や農地、明木川などの美しい自然の緑地があります。このようなことから、本地区においては、周辺の自然や景観との調和を図り、動植物に配慮した秩序ある開発を進め、ふさわしい景観の形成を図っていく必要があります。

<緑化推進方針>

- インターチェンジ周辺については、萩市らしい樹種による道路への植栽や花壇づくり等による花と緑あふれる景観維持に努めます。
- 明木川については、潤いある河川景観の形成を図ります。
- オープンスペースや歩行者動線の整備等に積極的な自然資源の活用を推進します。

(8) 萩東インターチェンジ（仮称）周辺

<現況と課題>

大井・萩道路の萩東インターチェンジ（仮称）の整備が計画されている椿東地区は、現在、山林が主な土地活用となっています。山陰道の開通により交通の利便性が向上し、土地開発が進むことが推測できます。

椿東地区には豊かな山林などの自然の緑地があります。このようなことから、本地区においては、周辺の自然との調和を図り、動植物に配慮した秩序ある開発を進め、ふさわしい景観の形成を図っていく必要があります。

<緑化推進方針>

- インターチェンジ周辺については、萩市らしい樹種による道路への植栽や花壇づくり等による花と緑あふれる景観維持に努めます。
- オープンスペースや歩行者動線の整備等に積極的な自然資源の活用を推進します。

(9) 大井インターチェンジ（仮称）周辺

<現況と課題>

大井・萩道路の大井インターチェンジ（仮称）の整備が計画されている大井地区は、現在、山林と農地が主な土地活用となっています。山陰道の開通により交通の利便性が向上し、土地開発が進むことが推測できます。

大井地区には豊かな山林や農地、大井川などの美しい自然の緑地があります。このようなことから、本地区においては、周辺の自然や景観との調和を図り、動植物に配慮した秩序ある開発を進め、ふさわしい景観の形成を図っていく必要があります。

<緑化推進方針>

- インターチェンジ周辺については、萩市らしい樹種による道路への植栽や花壇づくり等による花と緑あふれる景観維持に努めます。
- 大井川については、潤いある河川景観の形成を図ります。
- オープンスペースや歩行者動線の整備等に積極的な自然資源の活用を推進します。

第6節

総合的な緑地の計画（総括）

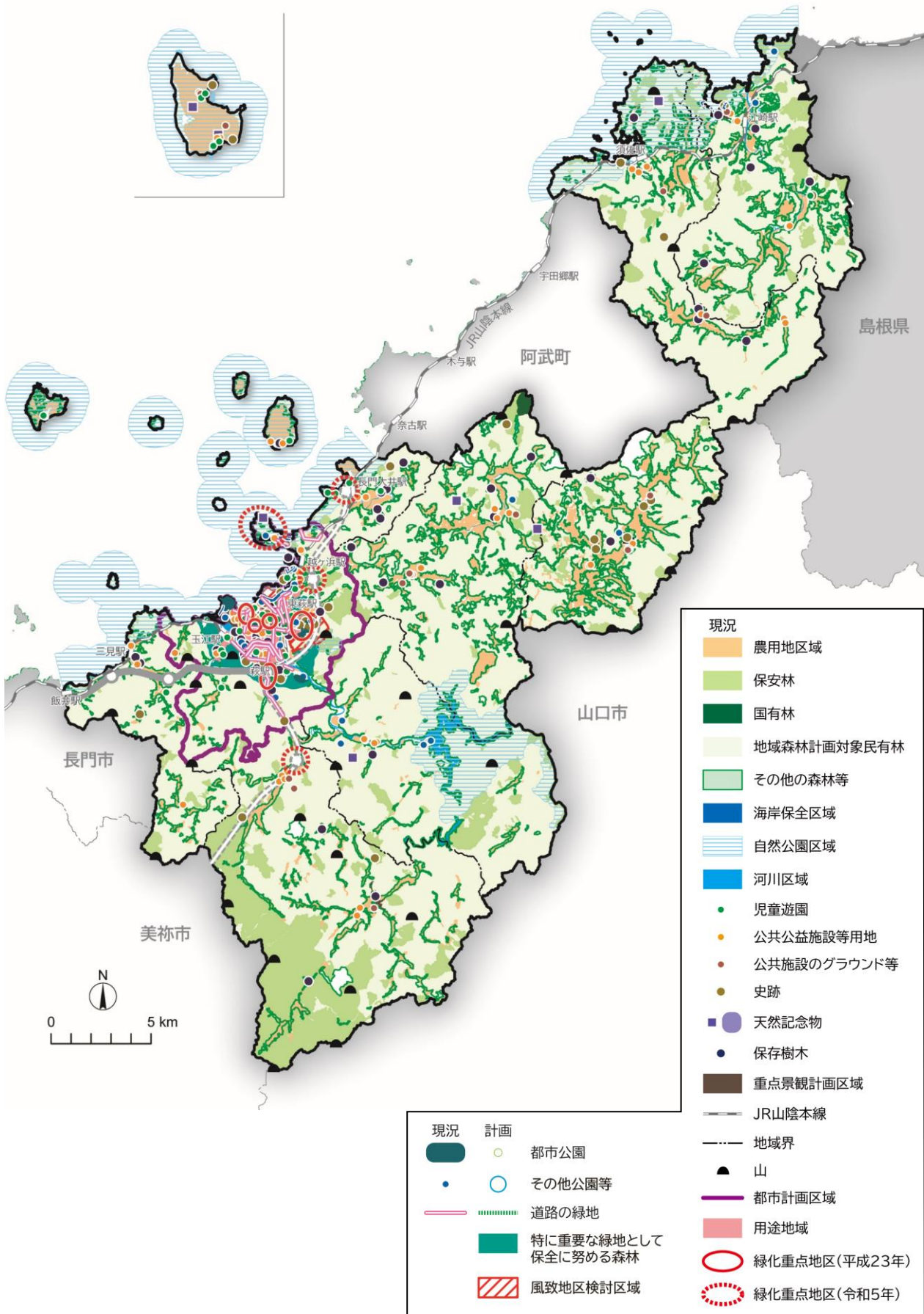


図 総合的な緑地計画図

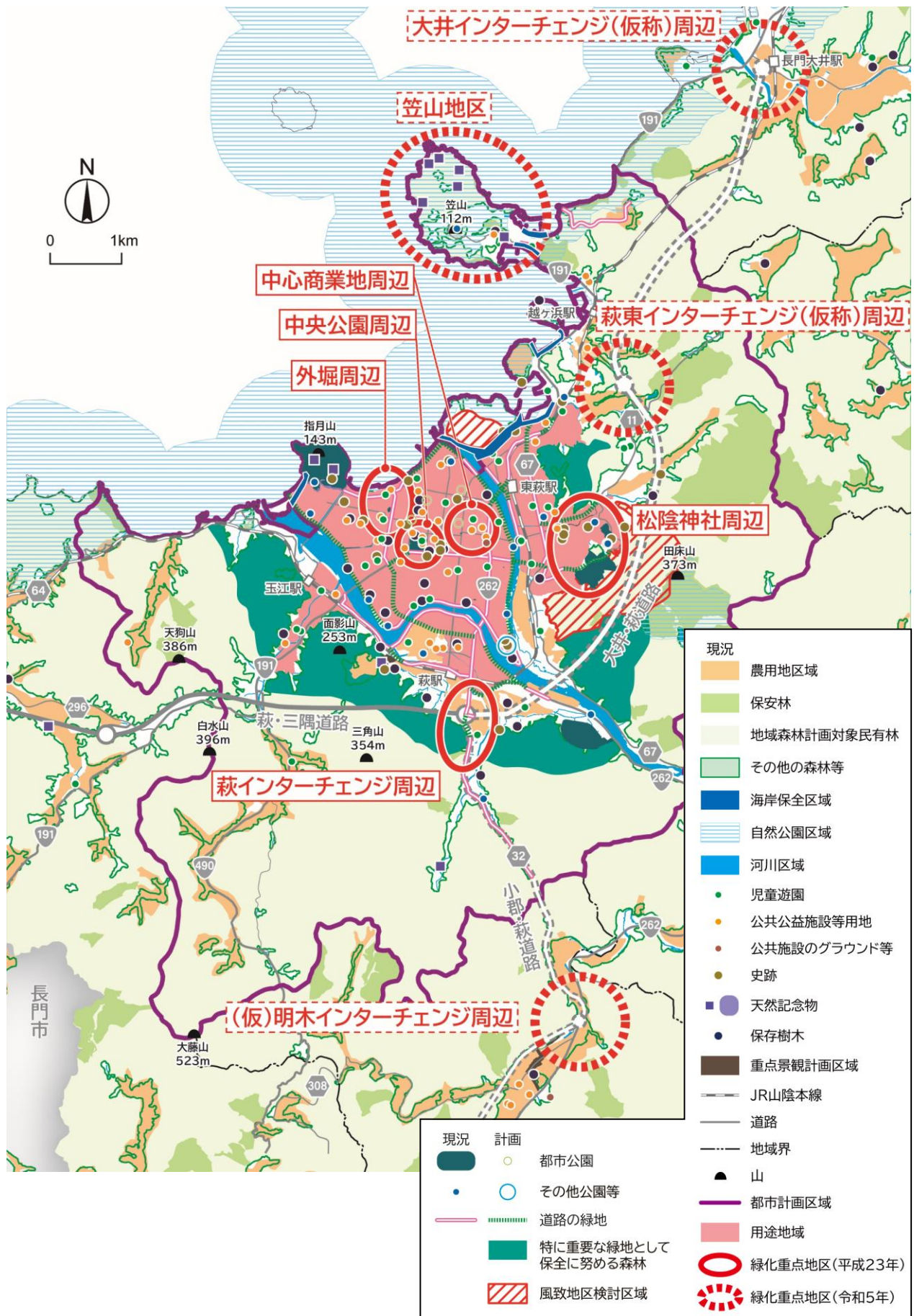


図 総合的な緑地計画図(都市計画区域内)